

第2章 男女共同参画を取り巻く動き

1 国内外の動き

(1) 世界の動き

国際連合では、1975年（昭和50年）女性の地位向上のための「国際婦人年」を提唱しました。同年、世界初となる国連世界女性会議がメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。さらに、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の十年」と定め、「平等・開発・平和」のスローガンの下、女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等の実現に向けて、国際的規模での第一歩が踏み出されました。

その後、「国連婦人の10年」が展開される中、1979年（昭和54年）には国連総会において「女子差別撤廃条約」を採択、最終年となる1985年（昭和60年）には10年間の成果の検討と評価を行うと共に、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、各国での更なる女性の地位向上に向け、継続して取り組んでいくことが決定されました。

1995年（平成7年）には、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「女子差別撤廃条約」の完全批准など「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年（平成17年）には「第49回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにて開催され、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直しが行われました。

(2) 国の動き

わが国においては、女性に対する諸問題解決に向けた世界的な高まりの中、1975年（昭和50年）には総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。

1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」の整備を経て、「女子差別撤廃条約」を批准し、法制度面において大きく前進しました。

1994年（平成6年）には推進体制強化のため、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成に向け、21世紀を切り開く新たな価値を創造していく基本となる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000年（平成12年）にはその具体的方向や具体的施策を示した「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会にとっての最重要課題であることが位置づけられました。

2001年（平成13年）には、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、2004年（平成16年）には暴力や保護命令の対象範囲を拡大し、より実情に即した改正が行われました。さらに2007年（平成19年）には一部改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充等や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれました。

また、急激な少子化の進行は深刻な社会問題となっており、その要因となる状況を改善し、子育てにおける多様なニーズに対応できる環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法」が2003年（平成15年）に制定されました。

2005年（平成17年）には、現行の計画に基づく取り組みを評価・総合し、新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2007年（平成19年）には、差別禁止規定の強化などを盛り込んだ「改正男女雇用機会均等法」が制定されました。

(3) 県の動き

静岡県においては、「国内行動計画」の趣旨を踏まえ、1986年（昭和61年）に、女性行政を総合的に推進するための初の計画「婦人のための静岡県計画」が策定されました。

1991年（平成3年）には、男女の共同参画による21世紀の静岡県づくりをめざした「婦人のための静岡県計画（修正計画）」が策定されました。

1996年（平成8年）には「男女が共に創るしずおかプラン」を策定し、翌1997年（平成9年）にはその行動計画である「男女が共に創るしずおかプラン推進計画（アクションプログラム）」を、2000年（平成12年）には「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」を策定し、男女共同参画に向けた取り組みを進めてきました。

2001年（平成13年）には、国の基本法の趣旨を踏まえた「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、県における男女共同参画の一層の推進に努めてきました。また、2003年（平成15年）には、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくため、国の男女共同参画基本法に基づき「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」が策定されました。

2007年（平成19年）には、本県の現状と計画策定後の社会・経済・環境等の変化を踏まえ、男女共同参画の実態面の更なる進展を加速させるため、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」が策定されました。

(4) 焼津市の動き

焼津市では、国内外及び県の動きを受けて、1994年（平成6年）の「第3次総合計画」に男女共同参画社会の形成を位置づけ、1996年（平成8年）4月に教育委員会社会教育課に女性・社会文化係を設置しました。その後、1998年（平成10年）3月に男女共同参画行動計画「やいづ未来創造プラン」を策定し、普及・啓発に努めてきました。

2003年（平成15年）4月、担当部署を企画財政部とし、企画課に男女共同参画担当を新設しました。また計画に基づく男女共同参画の取り組みを総合的、計画的に推進するため、必要な事項について広く意見を求めるための『男女共同参画行動計画「やいづ未来創造プラン推進市民会議」』を設置しました。

2004年（平成16年）には、焼津市政の指針となる「第4次焼津市総合計画」に「男女共同参画社会の形成」が施策として位置づけられました。また、女性が自立と積極的社会参加の過程で直面する様々な問題に対し、問題解決に向けた援助や情報提供をするための女性相談室を設置しました。